

2020/002 送達受

令和2年9月30日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 濱岡 伸

令和元年(ワ)第289号 慶謝料請求事件

口頭弁論終結日 令和2年8月19日

判 決

BII-1st

5 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

群馬県利根郡みなかみ町後閑3379

被 告 高 橋 和 俊

主 文

10 1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、10万円を支払え。

15 第2 当事者の主張

1 請求原因

原告は、請求原因として、別紙の訴状BII(写し)の「第2」以下に記載のとおり主張をしているが、その主張は、要するに、被告は、地元地区の獵友会長であり、「包囲網」に所属する者であるところ、「包囲網」の他の者らと共に謀の上、本件の獵銃脅迫グループの主犯として、ハンターグループを指揮し、全体として1つの不法行為である下記(1)ないし(8)の行為を行い、ハンターの立場を悪用して、獵銃等により原告の生命に対する一連の無言の脅迫行為を重ねたものであるが、これらの行為は、犯罪(殺人未遂罪、暴行罪、脅迫罪、犯人蔵匿罪)、狩猟法違反並びに信義則(民法1条)違反及び公序良俗違反(同法90条)であり、また、人格権(憲法13条の自決権や生命に対する権利など)を侵害するものであって、これらにより、原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を

受けたとして、被告に対し、主位的に共同不法行為（民法719条、710条）による損害賠償請求権に基づき、予備的に不法行為（同法709条、710条）による損害賠償請求権に基づき、一部請求として、慰謝料10万円の支払を求めたものと解される。

5 (1) 「包囲網」に所属する者（被告ではない。）は、平成27年（2015年）1月11日午後2時頃、原告がその所有する畠（群馬県利根郡みなかみ町上牧2521-1。以下においては、「群馬県利根郡みなかみ町上牧」は「上牧」とのみ表記することとする。）で座って焚き火をしていたところ、①無断でその畠の北側から南に約30m踏み込んで、②原告の存在を承知の上で、③原告の無意識下で、④ほぼ対面で、いきなり発砲した（以下「本件行為(1)」という。）。

10 (2) 「包囲網」に所属する者らは、平成27年（2015年）1月26日午前9時より前に、原告が通るのを狙って、畠への帰り道上（上牧2517-2）に夥しい血痕を散乱させ、カラスの大群を集めて騒然とさせた（以下「本件行為(2)」という。）。

15 (3) 「包囲網」に所属する者らは、平成27年（2015年）1月26日午後5時頃、畠への帰り道上（上牧2517-2付近）に頭と皮だけにした小猪の死骸2匹を置いた（以下「本件行為(3)」という。）。

20 (4) 被告は、平成27年（2015年）2月21日午後4時8分、原告の散歩の帰路（上牧3509付近）にハンターの装備をして現れ、下車して立ち姿を見せた（以下「本件行為(4)の1」という。）。

また、被告と知り合いと思われる地元のハンターは、平成30年（2018年）1月11日午後3時57分、原告の前にハンターの装備をして意味あり気に現れた上、原告に対し、「そんなことを言つてはいるが、そのうち誰にも相手にされなくなるぞ。」と言つた（以下「本件行為(4)の2」という。）。

25 (5) 「包囲網」に所属する者らは、平成27年（2015年）3月27日午後

6時16分、本件行為(1)の発砲よりも前から在ったと思われる大猪の死骸を通り道で解体し、骨や肉はそっくり持ち去り、チャンチャンコ状態になめした胴体部の毛皮だけを意味有り気に通り道の雪の上に置いた（以下「本件行為(5)」という。）。

5 (6) 「包囲網」に所属する者らは、原告の身辺において、原告に対し、平成27年（2015年）11月6日午前5時55分、同日午前7時4分、同日7時14分、同日7時19分、平成28年（2016年）6月24日午前2時32分、平成29年（2017年）3月12日午前3時22分、同年9月27日午後2時頃、同年10月7日午前10時50分頃、同月22日午後3時33分（大雨）及び同年11月14日午後6時50分及び平成30年（2018年）10月31日午後3時26分に、度重なる禁猟期間中の威嚇発砲を行った（以下「本件行為(6)」という。）。

10 (7) 「包囲網」に所属する者らは、原告の身辺において、平成27年（2015年）11月6日午前5時55分、同日午前7時4分、同日7時14分、同日7時19分、平成29年（2017年）8月20日午前6時6分、同年10月2日午前5時21分、平成30年（2018年）5月23日午前3時15分、同年8月23日午前0時48分及びその他多数の時期に、度重なる発砲音を発生させた（以下「本件行為(7)」という。）。

15 (8) 「包囲網」に所属する者らは、原告の身辺において、平成30年（2018年）1月26日午前2時2分、同年2月10日午前4時4分、平成31年（2019年）3月19日午前0時7分及び同月23日午前0時18分に、度重なる狩猟時の合図の声を発生させた（以下「本件行為(8)」という。）。

2 請求原因に対する認否

20 (1) 請求原因の柱書については、否認ないし争う。

25 (2) 請求原因(1)については、被告は、原告が主張する発砲（本件行為(1)）には関与していない。なお、同発砲をした者が処罰されたとは聞いておらず、同

発砲が違法であるとは思っていない。

- (3) 請求原因(2), (3)及び(5)については、分からぬ。
- (4) 請求原因(4), (6)ないし(8)については、争う。原告は、人の姿や大きな音などの全てのことが自分に対するものと判断しているようであるが、誤りである。

5

3 抗弁

- (1) 本件行為(1)の不法行為は、平成27年1月11日の出来事であり、仮に、原告が、被告が加害者であることを知ったとすれば、同日であると思われるるので、仮に、本件行為(1)に関して被告に共同不法行為ないし不法行為による損害賠償債務があるとされる場合であっても、同日から本件訴訟の提起の日までに3年以上が経過しているから、消滅時効が完成している。
- (2) 被告は、原告に対し、本件第1回口頭弁論期日（令和元年10月29日）において、上記(1)の消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

10

4 抗弁に対する認否

15

争う。本件行為(1)は、本件行為(2)ないし本件行為(8)とともに、被告を含む「包囲網」に属する者らによる継続的な1つの共同不法行為ないし不法行為を構成するものであるから、消滅時効は完成していない。

第3 当裁判所の判断

1 本件行為(1)について

20

- (1) 原告は、被告ではない者が、平成27年1月11日午後2時頃、原告がその所有する畠（上牧2521-1）で座って焚き火をしていたところ、
①無断でその畠の北側から南に約3.0m踏み込んで、②原告の存在を承知の上で、③原告の無意識下で、④ほぼ対面で、いきなり発砲した（本件行為(1)）とし、これが、被告につき、原告との関係で共同不法行為ないし不法行為を構成すると主張するものと解される。

25

しかし、弁論の全趣旨によれば、被告ではない者が、平成27年1月1

1日午後2時頃、原告が所有する畠（上牧2521-1）の付近で、猟銃を発砲した事実がうかがわれるものの、本件記録を見ても、上記の被告ではない者が、原告に対し、ほぼ対面の状態でいきなり発砲をしたなどとの事実を認めるに足りる的確な証拠は見当たらないから、上記の被告ではない者による発砲が原告との関係で不法行為法上違法な行為であると認めるには足りない。

(2) そうすると、仮に、上記の被告ではない者による猟銃の発砲につき、被告にも一定の関与があったとの前提に立って考えた場合であったとしても、被告につき、原告との関係で共同不法行為及び不法行為が成立すると認めることはできないから、原告の上記(1)の主張は採用することができない。

2 本件行為(2)、本件行為(3)及び本件行為(5)について

(1) 原告は、①「包囲網」に所属する者らが、平成27年1月26日午前9時より前に、道上（上牧2517-2）に夥しい血痕を散乱させ、カラスの大群を集めて騒然とさせた（本件行為(2)）、②「包囲網」に所属する者らが、同日午後5時頃、道上（上牧2517-2付近）に頭と皮だけにした小猪の死骸2匹を置いた（本件行為(3)）、③「包囲網」に所属する者らが、同年3月27日午後6時16分、大猪の死骸を通り道で解体し、骨や肉はそっくり持ち去り、チャンチャンコ状態になめした胴体部の毛皮だけを意味有り気に通り道の雪の上に置いた（本件行為(5)）などとし、これらが、被告につき、原告との関係で共同不法行為ないし不法行為を構成すると主張するものと解される。

(2) そこで検討するに、証拠（甲1、3、4）及び弁論の全趣旨によれば、①ある者らが、平成27年1月26日午前9時より前に、道上（上牧2517-2）に夥しい血痕を散乱させたこと、②ある者らが、同日午後5時頃、道上（上牧2517-2付近）に頭と皮だけにした小猪の死骸2匹を置いたこと、③ある者らが、同年3月27日午後6時16分、大猪の胴体

部の毛皮だけを雪の上に置いたことがうかがわれるものの、本件記録を見ても、上記の①ないし③の各行為につき、これらが被告ないしその属する狩猟グループの者が行ったものであると認めるに足りる的確な証拠は見当たらないから、かかる事実を認めることはできない。

これに対し、原告は、ハンターにもいわゆる縄張りがあるので、ほぼ被告のグループの仕業だと思うなどと主張するが、被告は、その属する狩猟グループが縄張りを有することを否定しており（乙1）、また、本件記録を見ても、上記の①ないし③の各行為がされた土地につき、被告が属する狩猟グループ以外の狩猟グループの者が立ち入って上記の①ないし③の各行為をすることはあり得ないと認めるべき的確な証拠は見当たらないから、原告の上記の主張は採用することができない。

(3) 以上によれば、本件行為(2)、本件行為(3)及び本件行為(5)のいずれについても、被告がこれらに関与したものとは認められないから、これらについては、被告につき、原告との関係で共同不法行為ないし不法行為が成立すると認めるることはできず、原告の上記(1)の主張は採用することができない。

3 本件行為(4)について

(1) 原告は、被告が、平成27年2月21日午後4時8分、原告の散歩の帰路（上牧3509付近）にハンターの装備をして現れ、下車して立ち姿を見せた（本件行為(4)の1）とし、これが、被告につき、原告との関係で共同不法行為ないし不法行為を構成すると主張するものと解される。

しかし、証拠（甲2）及び弁論の全趣旨によれば、被告が、平成27年2月21日午後4時頃、道路上で、ハンターの装備をした状態で、原告と対面し、会話を交わしたことが認められるところ、被告は、本人尋問において、翌日に狩猟を行うか否かを決めるために、雪の上の獣の通り道を確認しに行った際の出来事である旨の供述をするが、本件記録を見ても、上記の供述につき不自然ないし不合理な点があるとまでは認められないし、

その他、被告が、脅迫の意図を持って上記の行為をしたと認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。

以上によれば、本件行為(4)の1は、被告につき、原告との関係で共同不法行為ないし不法行為を構成するものと認めることはできない。

5 (2) 原告は、被告と知り合いと思われる地元のハンターが、平成30年(2018年)1月11日午後3時57分、原告の前にハンターの装備をして意味有り気に対された上、原告に対し、「そんなことを言っていると、そのうち誰にも相手にされなくなるぞ。」と言った(本件行為(4)の2)とし、これが、被告につき、原告との関係で共同不法行為ないし不法行為を構成すると主張するものと解される。

10 しかし、証拠(甲2)及び弁論の全趣旨によれば、ある者が、平成30年1月11日午後3時57分、道路上で、原告に対し、「そんなことを言っていると、そのうち誰にも相手にされなくなるぞ。」といった趣旨の発言をしたことが認められるが、本件記録(甲2に記録されている画像及び音声の内容を含む。)を見ても、上記のある者が被告の属する狩猟グループに属する者であると認めることはできない上、上記のある者による発言自体についても見ても、甲2に記録されている画像及び音声の内容から認められる前後の状況を踏まえて考えると、不法行為法上違法なものであるとまでは認められないというべきである。

15 20 以上によれば、本件行為(4)の2は、被告につき、原告との関係で共同不法行為ないし不法行為が成立すると認めることはできない。

(3) よって、本件行為(4)の1及び本件行為(4)の2に係る原告の主張は採用することができない。

4 本件行為(6)ないし本件行為(8)について

25 (1) 原告は、①「包囲網」に所属する者らが、原告の身辺において、原告に対し、多數回にわたり、威嚇発砲を行った(本件行為(6))、②「包囲網」

に所属する者らが、原告の身辺において、多数回にわたり、発砲音を発生させた（本件行為(7)）, ③「包囲網」に所属する者らが、原告の身辺において、多数回にわたり、狩猟時の合図の声を発生させた（本件行為(8)）とし、これらが、被告につき、原告との関係で共同不法行為ないし不法行為を構成すると主張するものと解される。

5 (2) そこで検討するに、証拠（甲4）及び弁論の全趣旨によれば、原告の身辺において、多数回にわたり、発砲音がしたり、狩猟時の合図の声がしたりした事実はうかがわれるものの、仮にこれらが猟銃の発砲音や狩猟時の合図の声であったとしても、本件記録を見ても、これらが被告ないし被告が所属する狩猟グループに属する者によりされたものであるとか、原告に向けて意図的にされたものであると認めるに足りる的確な証拠は見当たらぬから、本件行為(6)ないし本件行為(8)については、被告につき、原告との関係で共同不法行為ないし不法行為が成立すると認めることはできず、原告の上記(1)の主張は採用することができない。

10 5 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、請求原因は認められない。

第4 結論

15 よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

20

前橋地方裁判所民事第2部

裁判官

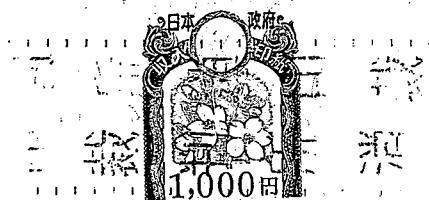
杉山川貞一

25

(別紙)

令和1年6月7日

前橋地方裁判所 御中



原告 今井 豊

訴状B II

原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業

氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告

住所(送達場所) 〒379-1305 群馬県利根郡みなかみ町後閑 3379

氏名 高橋和俊 電話: 0278-62-6201

慰謝料請求事件

請求金額 10万円

ちょう用印紙額 1千円

第1 請求の趣旨

1 被告は原告に対し 10万円を支払え(今回は試験訴訟です)

被告は包囲網として共謀して、後述のような露骨な無言の脅迫を重ね、私に加害しました。

摘発後の包囲網の各人に請求すべき慰謝料の性質は共犯たる責任、つまり共同不法行為責任であり、その基本金額は、一人当たり 3,000 万円と想定しております。

但し、直接的に私にかかわった人々についてはこの内訳が在り、この共犯たる責任と本件不法行為による賠償責任が半々と想定しております。

なお、既述の基本金額の法的位置付けについては検討中であり、①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかを想定しております。

今回は本件不法行為によって直接被った精神的損害についての請求です。

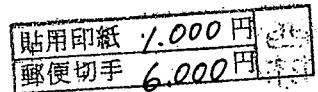
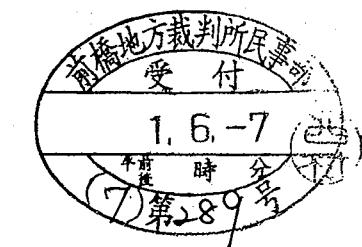
2 訴訟費用は被告の負担とする

第2 請求の原因

本件に関する群馬県警の対応については前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件にて係属中です。

被告は地元地区の獵友会長であり、本件獵銃脅迫グループの主犯として、ハンターグループを指揮して、後述の1から8の通り、ハンターの立場を悪用し、獵銃による私の生命に対する一連の無言の脅迫行為を重ねました。

これらは犯罪(殺人未遂罪、暴行罪、脅迫罪、犯人蔵匿罪)であり、狩猟法違反であり、信義則(民法1条)違反や公序良俗(民法90条)違反であり、また人格権(憲法13条の自決権や生命に対する権利など)の侵害であり、これらにより精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。よって、民法709条及び民法710条の一般不法行為責任もしくは民法719条の共同不法行為



今井豊(高橋和俊)

責任のいざれかの選択適用により、被告に対して慰謝料を請求します。

なお、いざれも適用可能な場合は、後者を適用ねがいます。

第3 被告への当事者本人尋問を要請します

本件不法行為として掲げた被告ハンターグループの一連行為は、私の生命に対する無言の脅迫であると認識しており、被告は主犯としてその中心的役割を担ったものと思われますが、本来は捜査によって確定されているべきそうした前提事実を、捜査当局である沼田署が組織的に隠蔽しております。

その前提事実に対する認識や認否を被告から直接訊き出し、訴えの基礎を固める為です。

第4 不当性と不法行為

被告は地元地区の猟友会長であり、本件獵銃脅迫グループの主犯として、ハンターグループを指揮して、後述の1から8の通り、ハンターの立場を悪用し、獵銃による私の生命に対する一連の無言の脅迫行為を重ねました。

これらは一般人の誰もが脅迫と感じるような、絵に描いたような露骨な脅迫であるとは思いますが、無言の脅迫というのはその性質上、認定が容易ではないと思われますので、不法行為としては一つとし、全体の態様としてご判断下さい。

更には本件ばかりでなく、貴所にて係属中の、平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件にて訴状とともに提出した被害届2018や恣意性一覧表にも記載の通り、なにゆえ私に対してこれらの非人間扱いがことごとく繰り返されているのかという相互関連性や蓋然性を総合すれば、その全てが包囲網による社会的村八分であることは歴然としており、それ以外には説明が付きません。

そして本件の一連の脅迫が被告主導であったことは、例えば以下の事実から推測できます。

I 本件発砲以後のつきまといは常にグループであり、その中に必ず被告が居ました

II 被告単独のつきまとい映像(甲2)などが、被告主導を象徴しています

これは例外的な単独行動であるが故に、一連行為が被告主導であることを示唆しています。

①私の散歩の帰途であったこと(常時監視に基く待ち伏せの証左)

②日没直前で、もう撃てない時間なのに、ハンターの恰好をしていたこと

③ダムの400mも手前で車を停めて、私の目の前に立って見せたこと

III 20150111の本件発砲を事前に知っていたはずです(主犯ないし共犯)

(説明)

現場検証にはハンター4人が立ち会っており、被告は猟友会長ですし、警察に対して中心となつて対峙していたのは被告であったことから見て、この発砲自体を指揮していたことが推測されます。

集団的に狩猟していたのは明らかであり、通常であれば、獲物を発見した後、先廻りして待ち伏せて狙撃する役、後ろから追い立てる役、仕留める役などを其々決めて、互いに連絡を取りながら行動していたはずです。

互いにというよりも、リーダーの指示に基いて行動しているのが普通だと思われます。

少なくとも、同士討ちにならないようにはしているはずです。
つまり、被告は本件発砲について事前に知っていたはずです。

一連事件の概要と焦点

以下の通りですが、被告への本人尋問事項とかなり重複します。
いくつもの不審点が重なっており、その全てが故意ではないということはありません。

1 最初の発砲の自明の違法性(経過①、偶発性 1/100000000)

2015.1.11(日)午後2時頃、私の畠(群馬県利根郡みなかみ町上牧2521-1)で座って焚き火をしていたところ、本件発砲者(被疑者不詳)が、①無断でその畠の北側から南に約30m踏み込んで、②私の存在を承知の上で、③私の無意識下で、④至近距離約30mで、⑤ほぼ対面で、いきなり発砲しました。

当日は晴天で風もあまり無く、視界は良好で、両者を遮る物は在りませんでした。

私は焚火を挟んで本件発砲者と対面で、座ってぼんやりしていました。

切り倒された木々の中で焚火をしているのは、普通は土地所有者です。

私が行っていた焚火は、積雪の中とはいえ、それらの木々を燃やして片付けるための大規模な焚火ですから、その煙は遠くからでも視認できたはずです。

本件発砲者は、私の正面から畠の中深くまで踏み込んで、至近距離から狙撃することによって、脅迫行為であることを敢えて視覚的にアピールしたのだと思います。

この発砲直後に私が最初に目撃したのは、発砲者が体ごと銃口の向きを遠ざける動作です。

警察への供述によれば、本件発砲者は私が居ることは承知していたそうですし、体ごと銃口の向きを遠ざける動作は、私の無意識への表象です。

また、本件発砲者は鮮やかな蛍光色のジャンバーを着用しており、私の対面方向から畠に侵入していましたから、もう一呼吸待てば私が発砲者に気付いたと思われますが、なぜ私が気付くのを待たなかったのかが極めて不審です。

そもそも焚火の近くに現れるシカなど実在しないので狂言と思われますが、そのような図太いシカであるならば、あわてて撃たなくとも逃げないと思います。

また、現実に獲物にかすってもいなことも狂言を示唆しています。

つまり、轟音効果を狙った疑いや、真の銃口の向きを隠そうとした疑いが強いです。

(説明)違法性が自明なのに実行しているのが極めて不審

この発砲は、外形的にも私という人間の存在を無視した極めて傍若無人な行為ですから、特に自治の権利の侵害を始め、その違法性はあまりにも自明であり、なにゆえそれを敢えて行ったのかという動機を考えれば、当然に、何らかの特別な意図が推測されます。

以下の通り、何重にも違法であること

A 狩猟法違反 第38条3「弾丸の到達するおそれのある人～」に当たります

B 暴行罪 私の無意識下を承知の上での轟音による物理力の直接行使です

C 殺人未遂罪 獲物の実在や、銃口の方向、着弾点などを示す証拠は有りません

D 脅迫罪 その無言の脅迫の意図は言うまでも無く「お前を撃ち殺すぞ」です。

数値による間接的・合理的な違法性の検証

(1) 同条件の発砲の統計的出現確率 前例が無いほどに稀有だと思います。

稀有であることは、一般的に違法であると広く認識されていることを示します。

それを敢えて実行していることは、当然に、何らかの特別の意図を推定させます。

(なお、至近距離とは、狙撃すればほぼ確実に命中する距離、あるいは轟音が暴行に当る距離であり、直感的には直線距離 50m くらいまでかと考えます)

(2) 実測による暴行罪の検証 この発砲の音の大きさ 再現実験

2 通り道上の血痕の散乱(経過③、偶発性 1/10000000)

2015.1.26(月)午前9時より前 被告ら狙撃グループは、私が通るのを狙って、畑への通り道上(上牧 2517-2)に夥しい血痕を散乱させ、カラスの大群を集めて騒然とさせました。

(説明)立場と立地と偏在と量が不審

死骸の元の場所から通り道までの間の約 20m には血痕が無かったのに、約 20 箇所もの黄色い大穴が、通り道の雪の上に意味有りげに点在していました。つまり極端な偏在です。

ですから通り道で獲物を捌いたことは口実であろうと思われます。

ハンターにも縄張りがあるので、ほぼ被告グループの仕業だと思いますが、処分を受けた後の被告グループの仕業だとすれば、無神経過ぎます(残渣放置規則違反は自明)。

つまり、その無言の脅迫の意図は「この獲物のようにお前を殺すぞ」です。

・カラスや鳥は通り道など意識しないので、極めて人為的(99%以上)

・捌くのに通り道まで持ち出す必要無し

・ウリ坊二匹分にしては異常に多量過ぎると思われる

一万羽ものカラスの大群が通り道の南側の木々に集結(死骸の元の場所は北側)

3 通り道の小猪の二匹の死骸(経過④、偶発性 1/1000000)

2015.1.26(月)17:00 頃、狙撃グループが通り道上(上牧 2517-2 付近)に頭と毛皮だけにした小猪の死骸を二匹置きました。

(説明)立地と時期と匹数が不審

クロイワ警官の現場検証後間もなく、通り道の雪の上に二匹の子猪の死骸が意味有り気になりました。現場検証より一匹多いです。

つまり、その無言の脅迫の意図は「この猪のようにお前を殺すぞ」です。

・カラスや鳥は通り道など関係無いので、二匹とも、という状況は極めて人為的(99%以上)

・ずっと元の場所に在ったのに、急に動く道理は無いし、鳥の大群はもう居ない

・鳥や鳥の習性として、持ち帰るつもりで動かしたなら残さない

・増えた一匹はどこかに隠し持っていた疑い

4 被告やハンターのつきまとい(甲2映像)

2015.2.21 16:08 高橋和俊が私の散歩の帰路(上牧 3509 付近)にハンターの装備をして現れ、下車して立ち姿を見せました。

20180111 15:57 高橋和俊と知り合いと思われる地元のハンター(被疑者不詳)が、私の散歩の目的地である石神峠(県道・道木佐山線の大沼付近)に、ハンターの装備をして意味有り気に対現れました。

また、「そんなことを言つてると、そのうち誰にも相手にされなくなるぞ」と言いました。

(説明) いずれも場所と時機に必然性が無く不審

つまり、その無言の脅迫の意図は「我々はこの通り常にお前を監視しているぞ」です。

・私の散歩の帰途であること(常時監視に基く待ち伏せの証左)

・ハンターの恰好をしていること。特に高橋は日没直前ですから、もう撃てない状況です

・特に高橋は、ダムの400mも手前で車を停めたこと、私の目の前に立って見せたこと

5 通り道上の大猪の毛皮(甲3、偶発性 1/1000000)

⑬2015.3.27(火)18:16 被告らは、本件発砲より前から在ったと思われる大猪の死骸を通り道で解体し、骨や肉はそっくり持ち去り、チャンチャンコ状態になめした胴体部の毛皮だけを、意味有り気に対り道の雪の上に置きました。

(説明) 立地と時期と理由に必然性が無く不審

つまり、その無言の脅迫の意図は「この猪のようにお前を殺すぞ」です。

・置き去りにした当初に正当な理由(感染症等)が本当に有ったのなら、三ヶ月近くも経つてから、腐乱した、その問題の有る獲物を捌く意味が無い

・捌くのに、通り道まで持ち出す必要が無い(残渣放置規則違反は自明)

・獣はこのように毛皮をなめさない

・重たい骨は持ち去って、軽い毛皮だけを残すのは不自然

・それならなぜこの時点まで手付かずで残っていたのか?

6 私の身辺での度重なる禁猟期間中の威嚇発砲(甲4)

151106-0555、151106-0704、151106-0714、151106-0719、160624-0232、170312-0322、

170927-1143(1400頃)、171007-1034(1050頃)、171022-1533(大雨)、171114-1850、

181031-1526

(説明) 時期と場所と特例認可有無が不審

猟期とは、始期は例年11/15でほぼ固定であり、終期は02/15~02/28で可変です。

これも、包囲網としての本件猟銃脅迫事件の彷彿ないし模倣の意図である疑いが強いです。

その無言の脅迫の意図は「我々は一年中いつでも誤射に見せかけてお前を殺せるぞ」です。

そもそも特例先で該当が無い場合は即、違法発砲だと思います。

特に、151106の4つにご注目下さい。 本件発砲の年の秋で、まだ禁猟期間中です。

この日の午前中だけで、合わせて数十発の銃声と数百発の発砲音が断続的に記録されており、包囲網の並々ならぬ威力の意図が感じられます。

冗長な記録ですが、この時期の状況をリアルに伝えております。

7 私の身辺での度重なる発砲音(甲4)

151106-0555、151106-0704、151106-0714、151106-0719、170820-0606、171002-0521、

180523-0315、180823-0048 ほか多数

(説明) 原因や状況が不審

発砲音とは、私の身辺で日常的に聞こえる爆竹花火のような音で、再生音と思われます。

轟音ではありませんが、誰による、何の為の音なのかが極めて不審です。

音源を捜そうと近づくと、必ず止んでしまうのも不審です。

特に、既述の 151106 の 4 つにご注目下さい。

つまり、包囲網としての本件猟銃脅迫事件の彷彿ないし模倣の意図である疑いが強いです。

その無言の脅迫の意図は「我々はこのように常時お前を監視しており、誤射に見せかけていつでもお前を射殺できるぞ」です。

8 私の身辺での度重なる狩猟時の合図の声(甲 4)

180126-0202、180210-0404、190319-0007、190323-0018

(説明) 場所と原因ないし理由が不審

フクロウの声に似ていますが、このへんで本物が鳴いていたことは今まで有りませんし、この音を狙撃現場で何度も聞いた覚えが有ります。

これも、包囲網としての本件狙撃脅迫事件の彷彿ないし模倣の意図である疑いが強いです。

また、近隣の村人が模倣しているのを現認したことがあります。20181219 12:30 頃

その無言の脅迫の意図は「我々はこのように常時お前を監視しており、誤射に見せかけていつでもお前を射殺できるぞ」です。

第5 本件の動機や背景

要するに被告らの動機は、全社会的な村八分であり、包囲網としての威力です。

既に十年以上も前から、この慣習上の偏見に基く迫害の輪が全世界に拡がっています。

包囲網は信じないことにより、組織力で犯罪を隠蔽してきました。

要するに、被告らの一連行為は、あまりにも露骨な脅迫であり非人間扱いなので、違法性は自明過ぎて選択の余地は無いはずなのに、それを敢えて断行している点から、何らかの本来在り得ない特殊な状況(不公平な裁判による勝訴や原告の殺害など)を前提とし、それを実現するだけの圧倒的な組織力に確信を持っていることが極めて強く推測されます。

その特殊な状況の先例が、私の叔母の太田まり子の轢逃げ事故の公判であり、事故現場の立地や事故の状況から見て、当然に故意(殺人)が圧倒的最大要素であるのに、三機関が揃ってこれを皆無としました。 むろん包囲網としての威力です。

要するに、通るはずのない不合理が通ってしまっているから犯罪です。

包囲網はこのように、極めて高度の蓋然性を認めないことで犯罪を隠蔽してきました。

またしばしば本件のように、露骨な不当性(違法の自明性)によって威力を演出します。

いざれにせよ「お前の訴えなど我々包囲網の力で握り潰してみせるぞ」という断固とした無言の脅迫の意図だと思います。

脅迫殺人(A)と本件(B)はいざれも私の生命への脅迫であることは明らかですから、包囲網

は生命への脅迫の意図を常に持っているとみなしてよいと思います。

本件の害意の対象は生命と身体と自由のいずれかだと考えます。

なお、下記の判例に即して表現すれば、本件も無言の村八分の通告とみなせます。

判例の摘示(甲5) 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当るとした判例

(大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判)

★人権ないし人格権の侵害とは、一個人として認められる権利(憲法13条)に基くものであり、自治の権利(自由権規約1条、憲法13条)や生命に対する固有の権利(自由権規約6条、憲法13条)や平等権(憲法14条)などです。

時系列的事実経過(B=平成30年(ワ)第356号と同じ、関連する項番のみ抜粋)

①20150111(日)午後2時頃、私の畠(群馬県利根郡みなかみ町上牧2521-1)で、座って焚き火をしていたところ、発砲者(被疑者不詳)が、①無断でその畠の北側から南に約30m踏み込んで、②私の存在を承知の上で、③私の無意識下で、④至近距離約30mで、⑤ほぼ対面で、いきなり発砲しました。

すぐに私が通報し、午後3時頃から沼田署の警官5人(被疑者不詳A~D)が検証しました。この発砲について、私が脅迫を主張したのに、ヤナオカ(主担当)は「告知が無かったので脅迫ではない」と頑なに繰り返し、「こんな異常な発砲に言葉が要るのか?」と抗議しても、特別な意図の存在を根拠無く無視し、以後現在にわたり平行線を辿りました。

20150113(火) 沼田署・生活安全課に既述①で現場検証した警官のいずれかを訪ねるも、全員不在で、代りに応対した坊主頭の私服の警官に書面で事情を説明しました。

②20150114(水) 「鹿は実在したのか?」との、前日の同署での私の指摘に基き、沼田署の警官3人(被疑者不詳EとF)が再現場検証し、その場でヤナオカより「発砲者の供述の場所の辺りに鹿の足跡が有った」との報告がありました。

私は「当然有るでしょうが、発砲時のものかどうかわかりませんよね?」と釘を刺しました。

③20150126(月)午前9時より前 発砲現場への通り道上(上牧2517-2付近)に夥しい血痕が点在し、カラスの大群が集まり騒然としておりました。

同日14時頃になって私が通報し「畠への通り道上に夥しい血痕があり、先日の狙撃グループによる連続の脅迫行為と思われる所以現場検証してほしい」と要請したため、クロイワと被疑者不詳Gが検証しました。

同日15時頃、検証現場から畠の私への電話報告においてクロイワは、「通り道からかなり外れた場所に大小各一匹の猪の死骸が有り、血痕は通り道より死骸の周囲に集中しており、ハンターが普通に獲物を捌いた結果と判断する所以事件性は感じない」と所見しました。

これに対し私は「それはおかしい。真っ先に先日の発砲との関連を疑うべき。何らかの処分を受けたはずの狙撃グループが行なった行為だとすれば極めて無神経かつ不審な行為だと感じる。どのような処分をしたのか?」と抗議しましたが「それは知らないので担当のヤナオカに聞いて欲しい。とにかく事件性は感じない。」と理不尽に頑なに繰り返し、以後にわたり平行線を辿りました。

④20150126(月)17:00頃 通り道上(上牧2517-2付近)に、頭と毛皮だけになった小猪の死骸が二匹在りました。

⑤20150127(火)9:00頃(甲1) 前項の死骸が一匹になりました。

⑥20150127(火)夕方 私の自宅から沼田署への通話において、私は①や③との関連で④と⑤も狙撃グループの脅迫と主張し、④と⑤の現場検証を要請しましたが、ヤナオカは「③も④も⑤も100%、鳥の仕業であり事件性無し」と主張、「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。例の処分はしたのか?」と質しても答えず、根拠無くこの要請を無視しました。

⑦20150129午前 私の自宅から同署への通話においてクロイワは、「④と⑤はとにかく100%鳥の仕業であり事件性無し」と主張。「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。例の処分はしたのか?」と質すと、またも答えませんでした。

「それを知らないでは事件性を判断できないのでは?」と更に質すと、「とにかく事件性無しと判断するので④と⑤の検証には行かない」と理不尽に現場検証の要請を拒否しました。

⑩20150220午前 私が沼田署・生活安全課にてヤナオカと被疑者不詳Jに未決事項を質すも、二人とも約2時間終止黙秘で何も進展しないまま途中で打ち切りました。

それなのに帰りがけに被疑者不詳Kから「本件についてはもうこれ以上お話することはできません」と理不尽に宣告されました。

⑪20150221 16:08(甲2) 高橋和俊が私の散歩の帰路(上牧3509付近)にハンターの装備をして現れ、下車して立ち姿を見せました。

⑬20150327(火)18:16(甲3)、本件発砲より前から在ったと思われる大猪の死骸が解体され、骨や肉はそっくり消え失せ、チャンチャンコ状態になめされた胴体部の毛皮だけが、意味有り気に、元の場所から約20m離れた通り道(上牧3406)の雪の上に在りました。

⑭201709月前半 上牧3509付近で別々の日に数発づつの発砲が有りました。

21 20170927 14:00頃 私の自宅付近で一発の発砲が有りました。

28 20171007 10:50頃 私の自宅付近で一発の発砲が有りました。

29 20171007 12:48 私の自宅から沼田署への電話通報においてハギワラは、同日10:50頃の銃声と先月前半の複数の日に数発づつの銃声が有ったことを伝え、禁猟期間中であることを強調し、狙撃グループによる脅迫の検査を要請するも、その後故無くこれを無視しました。

30 20171027 15:02 沼田署にて警務課・ノグチは、前項のハギワラへの銃声の通報が無視されているうえに、20171022 15:33に新たな銃声があったことを伝え、それらの録音を聞かせ、署長の見解を問いたい旨を伝えるも、その後故無くこれらを無視しました。

31 20180109 14:54 私の自宅からみなかみ町農政課獣害対策センターへの通話においてタムラは、①今まで町として被告グループに何も措置していない、②今まで警察から照会を受けていない、と答えました。

32 20180111 15:57(甲2)

高橋和俊の知り合いと思われる地元のハンターが、私の散歩の目的地である石神峠(県道・道木佐山線の大沼付近)に、ハンターの装備をして、意味有り気に現れました。

令和1年6月7日

また、「そんなことを言つてると、そのうち誰にも相手にされなくなるぞ」と言いました。

3 3 20180126 02:02 私の寝室周りでハンターの狩猟時の合図の声が5回有りました。

3 4 20180126 10:48 私の通報により自宅に駆けつけた沼田署・橋本・茂木に対し、前項の録音を聞かせ、実在する梟の鳴声ではないこと、つまり狙撃グループによる脅迫を強調し、その動機について「沼田署には過去に何度も説明済みであるが、必要なら最新の該当告訴状を手交する」と言ったのに受取りませんでした。 その他に最近三度の銃声や、身辺の異音のうち、オドロ音、ストーク音、ノッキング音を聞かせました。 さらに不審な他県ナンバーの徘徊を一覧を見せて説明し、包囲網の実在を強調しましたが、その後故無くこれを無視しました。

3 5 20180210 05:43 私の寝室周りでハンターの狩猟時の合図の声が10回ほど聞こえたため即時110番通報しましたが、被疑者不詳Qに、沼田署に架け直せと指示されました。

この架け直し指示は定例化しており、隠蔽の意図を強く示唆しています。

沼田署に架け直し、当直の被疑者不詳Rに対し、狙撃グループによる脅迫に違いないこと、更に 20180207 13:30頃、県道(大沼付近)の歩道上に胴体に穴が空いたキジの死骸が置かれていたことを伝え、相互関連性を強調しましたが、その後故無くこれを無視しました。

第6 証拠方法 証拠説明書B IIに記載の全て

第7 附属書類 本書と証拠説明書B IIの全書証と副本一式

以上

